川越
市政だより
才三十六号　発行川越市役所　印刷所　六三四堂印刷株式会社

4月は固定資産税第1期の納期
納税に御協力下さい

5月1日から31日まで
白い羽根の日赤募金運動
赤十字に加わりましょう

昭和二十九年度予算成立
一般会計総額　二億五千百七十八万円

昭和二十九年度の新予算が三月の市議会の協賛を経て成立しました。市議会では三月十一日から二十六日まで、慎重に審議に審議を重ね、一部修正の上可決したものです。

この予算編成の方針として市長が市議会で説明したところでは

一、政府の緊縮予算編成の方針に順応して、緊縮予算として編成したこと

二、学校建築等で膨張した市予算を健全財政に引き戻すため、努めて新規事業を抑制して真に已むを得ないもののみを計上したこと

三、市民負担を考慮して市民税を引き下げたこと

の三点ですが、この方針を反映して一般会計予算総額に於ては昨年度の当初予算より一千九百四十五万円を減じ、昭和二十八年度現計予算に比較しますと実に五千二百三十七万円の減額となつて居ります。

また一般の需用費や人件費なども切りつめられるところは出来るだけ切りつめ新規な事業も出来るだけ押えて、たゞ僅に市営授産所の設置、屎尿処理事業の開始、市営住宅十八戸の新築その他道路新設改良等従来から引きつゞいてやつているものだけです。

色々市民の方々にも御意見御希望もありましようが、市の健全財政確立のために御協力をお願いいたします

なお一般会計、特別会計の総合計は四億八千八十九万六千三百二十円（会計間相互の繰出、繰入額を除く）になります

昭和29年度川越市歳入歳出予算一般会計

歳出

	款	29年度予算	予算との百分比
1	議会費	7,209,420	2,86
2	市役所費	42,476,790	16,87
3	警察費	27,048,690	10,74
4	消防費	13,029,740	5,18
5	土木費	11,983,000	4,76
6	教育費	62,000,000	24,62
7	社会及び労仂施設費	31,664,472	12,58
8	保健衛生費	12,886,120	5,12
9	産業経済費	10,872,740	4,32
10	財産費	1,960,496	0,78
11	統計調査費	839,930	0,33
12	選挙費	1,256,640	0,50
13	公債費	5,860,882	2,33
14	失業対策費	5,902,000	2,34
15	諸支出金	16,489,300	6,55
16	豫備費	300,000	0,12
	歳出合計	251,780,220	100

歳入

	款	29年度予算	予算との百分比
1	市税	143,114,900	56,84
2	地方財政平衡交付金	31,000,000	12,31
3	公営企業及び財産収入	6,745,215	2,68
4	使用料及び手数料	17,441,890	6,93
5	国庫支出金	23,843,389	9,47
6	県支出金	1,699,829	0,68
7	寄附金	2,010,000	0,80
8	繰入金	7,000,000	2,78
9	繰越金	3,000,000	1,19
10	雑収入	5,924,997	2,35
11	市債	10,000,000	3,97
	歳入合計	251,780,220	100

29年度埼玉県川越市公益質屋歳入歳出予算額　3,887,000円
〃　〃　国民健康保険歳入歳出予算額　33,918,800円
〃　川越市営競輪事業費歳入歳出予算額　131,235,300円
〃　川越市上水道事業歳入歳出予算額　78,575,000円

保安隊員募集

一、人員　二八、〇〇〇名
二、階級　二等保査
三、資格　年令昭和四年四月二日から昭和十一年四月一日までに生れた男子（原則として獨身者）
四、受付期間　五月十一日まで
五、その他　筆記試験、面接試験、身体検査を行います。
試験は五月二十五日よりの予定
希望者は志願票二通を記入提出のこと
その他詳細は市役所総務課にあります
なお志願票用紙も総務課にお申出下さい

市民税軽減
市税条例の一部改正

昭和二十九年度の市民税が軽減されました。

去る三月の市議会に市税条例の一部改正が提案可決され、従来「課税総所得金額」を課税の標準とされていたのを「所得税額」を課税標準とすることに改められました。

税率は個人が百分の二十二法人が百分の十五です。

即ちこれによつて昭和二十九年度の市税収入は従来の方法によつた場合に比較して約千五百万円程度の減収となり、それだけ市民税が軽減されたことになります

もつとも扶養家族のない一人ものなどは若干の増加になりますが、全般的には遥に安くなり、市民の方々にも喜んでいたゞけることゝ存じます。

なお固定資産税の納期で十二月納期の分が十一月納期に改められました。

更に目下中央に於て大幅な地方税法の改正が進められて居り、この法律が出ればこれに伴つて市税の大改正があることになります。

市議会ニュース

三月の定例市議会は三月十一日に招集されました。この市議会は新年度の予算を審議する最も重要な市議会で会期も他の市議会が五日と定められているのに対し十日と決められていますもつとも今度の市議会は特に慎重に審議を重ねましたゝめ三月二十六日まで会期が延長されました。主なる議案と議決の状況は次の通りです。

△川越市町村合併促進委員会条例
去る二月十三日規程で決めたものを条例に切り替えたもので内容は前号でお知らせした通りです。

△川越市特別職々員の給与に関する条例の一部改正
ベースアップに伴い地域給が三級地から二級地に下りましたので特別職の給与を調節するための条例改正です。一部修正が加えられ、市長の勤勉手当は支給しないことになりました。

△川越市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正
国家公務員の給与改訂に準じて市の職員の給与を改訂（一万五千円ベース）する条例です。

△川越市警察職員諸給与条例の一部改正
市警察職員の給与改訂の条例です。

△川越市教育委員会教育長諸給与条例の一部改正
一般職の給与改訂に準応して教育長の給与を改める条例です。

△昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給年額の改訂に関する条例
先般国家公務員の恩給改訂に準じて市の職員であつたものに対する恩給額を改訂しようとする条例です。

△川越市恩給条例の一部改正
国の恩給法改正に準じて市の恩給条例の一部を改正するもので、その主な点は、若年停止若しくは若年制限の年令を引き上げたこと、高額所得者に対する恩給の支給制限若しくは支給停止の制度を設けたこと等であります。

△昭和二十八年に於ける冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法に基く予算外義務負担について
昭和二十八年に於ける冷害農家に対する資金の融通に関する特別措置法に基いて融資機関が被害農家に対し昭和二十九年五月末までに経営資金を融資し、これによつて損失を生じたとき市がこれを補償することを予め議会の承認を得るための議案です。

△川越市授産所条例
生活保護法に基いて新しく市内脇田に市営授産所を設ける条例です。この授産所は従来福岡村にあつた建物を脇田に移築し脇田に居られる母子寮の人達が仂くことになります。

△川越市自転車競走施行条例の一部改正
市営競輪は「村山競輪場」で行いますがこの「村山競輪場」が「西武園競輪場」と名前が変りましたので、これに伴う条例の改正です。

△川越市国民健康保険運営協議会条例の一部改正
川越市国民健康保険運営協議会委員の費用弁償を年額計算に改めたものです。

その他主なるものは別項の通りで、なお超償承認の関係等数件の議案が議決されましたが省略いたします。

☆☆☆☆　★★★　☆☆☆☆

川越市屎尿處理条例
市営処理を実施

従来川越市の屎尿は附近の農家の汲み取りで何等問題もありませんでしたが、最近化学肥料の使用と、時代の変遷に伴なつて、漸く農家の汲み取りも減少し、市民の間で色々不便をこうむつている向きが増えて来ましたので、市では昨年来屎尿処理委員会を設けて研究を重ねる一方市民の輿論調査も行いましたが、結局市民大多数の意向もあり、いよいよ昭和二十九年度から屎尿処理を市営で行うことになりました。

このため昭和二十九年度経費として予算に計上した金額は四百九十万円ですが、同時に屎尿処理条例が提案可決されました。

これは市民生活に重大な関係のある条例ですから全文掲載いたします。

川越市屎尿処理條例

才一章　總則

（目的）
第一条　この条例は市民の屎尿を衛生的に処理して市民の生活環境を清潔にすることにより、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）
第二条　この条例で掃除義務者とは市内の土地、建物の占有者をいい占有者の明らかでない土地、建物については、その管理者をもつて掃除義務者とする。

（掃除義務）
第三条　掃除義務者は土地、建物内の便所を掃除し汲取口に蓋を設け常に清潔を保持しなければならない。

（屎尿放流の禁止）
第四条　何人も道路、河川、公園、広場、堤防その他公共の用に供する土地、若しくは水面又は他人の所有し使用し若しくは占有する土地には屎尿を捨てゝはならない。

（屎尿処理委員会）
第五条　屎尿処理に関する事項の調査研究その他実施を審議するため本市に屎尿処理委員会を置く。
2　前項の屎尿処理委員会に関する事項は規則で定める。

才二章　屎尿の搬出及び処分

（搬出処分）
第六条　市は区域を定めて掃除義務者の申請により屎尿を搬出して処分する。
2　前項の区域は規則で定める。

第七条　掃除義務者は便所の周囲を清潔且衛生的に保持し、搬出作業に支障のないようにしなければならない。

才三章　手数料

（手数料の徴収）
第八条　掃除義務者の申請した屎尿の搬出処分については市はこの条例により義務者から手数料を徴収する。
2　前項の手数料は二斗入一樽につき二十五円（半樽は十三円）以内とする。

（屎尿汲取券）
第九条　手数料は市の発行する屎尿汲取券（以下「汲取券」という）をもつて納付するものとする。
2　汲取券は掃除義務者に対し現金と引換にこれを交付する。
3　前項の汲取券の様式は規則で定める

（手数料の減免）
第十条　掃除義務者にして特別の事情があると認めるものに対しては、市長は手数料を減免することが出来る。
2　前項により手数料を減免した掃除義務者に対しては、別に定める汲取券を交付する。

才四章　補則

（委任事項）
第十一条　この条例の施行について必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この条例は公布の日から施行する。

川越市の町村合併
人口十万都市の建設へ

川越市が市域せまく、公共事業を行うためにも市の発展のためにも大川越市として地域が必要なことは前号でも述べましたが、若し近村との合併が実現すれば、それは川越市にとつてもまた近村住民にとつても幸福への道と信じます。

去る二月二十六日町村合併に関する県の案が発表されましたが、それによると川越市と隣村芳野村、古谷村、南古谷村、高階村、福原村、大東村、霞ヶ関村、名細村、山田村及び福岡村との合併で、若しこれが実現すると面積は二六・三六平方粁で現在の川越市の六倍となり、人口は一〇七、八六八人で今の川越市の二倍になりますまた人口密度は現在の川越市が一平方粁当り三千二百人にもなるのに対し、若し合併が実現すれば僅かに一平方粁当り九百二十八人となります。

この合併案は県が交通、住民の生活の関係、従来のいきさつ等凡ゆる点から充分研究に研究を重ねて作り上げた合併案ですが、しかし各村にも夫れ〳〵村の事情もあり、村の指導者を網羅した四、五十名の研究会が出来て今それ〳〵の村で研究を重ねています。

現在各村の予算は一千万円から二千万円程度、川越市のそれは二億五千万円ですが若し合併になれば、予算の規模は四億円程度となり、それだけ従来各村単独では出来にくかつた仕事も出来るようになる理屈で村にとつても利益だと思いますし、また学校の先生の人事交流が出来ることや、一般の行政がやりやすくなること、市として新しい見地から発展の途を構じうること等その利益ははかることが出来ない程です。

また合併によつてどれ位い経費の節約が出来るかを調べて見ましよう。

これ等市と村の現在の予算の総額は四億一千四百万円で、合併して同じ分量の仕事をどれ位の経費で出来るかを研究して見たら、大体合併直後では三億九千七百万円、合併一年後で三億八千八百万円、合併二年目で三億八千二百万円で出来るとの結論に達しました。

然しこれの消費的経費（効果があとに残らない経費一般人件費や消耗品費）についての節約額であり、投資的経費（経費の効果があとに残る経費建築費道路費等）についての節約額は、非常にむづかしいのでこの際は省略してあります。

即ち合併直後で一千七百万円の節約、二年目で二千七百万円の節約になるわけで、それだけ住民のための施設に廻わせるということになります。

この合併は是非とも川越市民の熱意と隣接村民の理解でなし遂げようではありませんか。

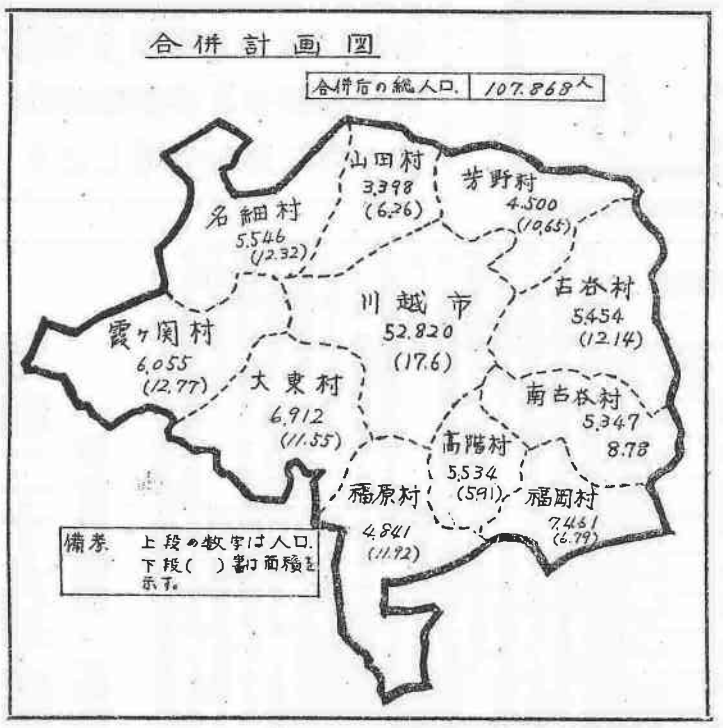

第二回成人學校の開設
主催は市の教育委員会

一、期　日　五月十八日(火)から七月九日(金)まで
自午後七時　至午後九時
開校式……五月十八日(火)午後七時
閉校式……七月九日(金)午後七時

二、場　所　第三小学校

三、受講資格　市内在住若しくは在勤者で満二十才以上の方は誰でも入れます　但し学生生徒を除く

四、定　員　ABクラス共六〇名　計一二〇名

五、申込場所　川越市教育委員会社会教育課

六、申込方法　申込書は市教育委員会にありますから第一希望クラス名と該当欄に記入の上提出の事

七、締切期日　五月十五日

八、受講料　無料　但しプリント代実費その他として

九、科目及時間数　別表

十、注　意

1　会場には上草履と受講証を持参して下さい。

2　三分の二以上出席された方に修了証書を授与致します。

3　一度納入した実費はお返し致しません。

4　講師の都合で時間の変更があるかも知れません。

5　開校式には学級編成を行いますから受講者は必ず出席すること。

科目（A組）	時間数	講師
スクエアーダンスフォークダンスと民踊	五	
家庭経済のきり廻し方	二	
川柳のつくり方	三	
映画鑑賞の仕方	三	
川越の文化財	二	交渉中
寫真のとり方と見方	三	
病気と予防	二	
現代実用英語について	六	
デスカッション	二	

科目（B組）	時間数	講師
スクエアーダンスフォークダンスと民踊	五	
病気と予防	二	
ペン習字と手紙の書き方	五	
音楽の聞き方とコーラス	六	交渉中
お茶のたて方とのみ方	四	
家庭電気器具の修理	二	
川越市財政の現状	二	
デスカッション	二	

国民健康保険料について
お知らせとお願い

昭和二十九年度第一期分（四、五、六月分）の保険料の納入告知書か御手元へ配布されたことゝ思います保険料は申すまでもなく被保険者の方々に対する医療給付に充当する費用で隣保相扶の精神に基いてそれぞれの所得、資産及び人員の割合に応じた額と均等割、（世帯平均割）とを合した額でありまして、今回の賦課額は一世帯平均七百円（昭和二十九年度年間平均二千八百円の四分の一額）であります。

この平均額は前年度第一期分六百五十円に比較すると五十円の増加となりますが、これは去る十二月から実施されている往診料と入院料の値上りの為めであります。

医療給付費はどの位かと申しますと、今までの計算で被保険者一人平均六百五十円でありますので、一世帯平均五人とすると、一年間一世帯につき三千二百五十円を必要とすることになります。

この金額中には被保険者の皆様が直接お医者さんの窓口に支払つて戴く額は含みません。

このほか助産や葬祭の給付費を併せると一世帯当り、年間三千三百円程度の額になりますが、保険料は前に申しました通り本年度は一世帯平均年間二千八百円でありますので、差引一世帯平均五百円の不足となります。

この不足額や係の人件費事務所費等は国や県の補助金と一般市費からの繰入金で賄うことになりますから賦課された保険料は是非納期内に完納して戴く様皆様の御協力をお願いする次第です。

いつもお願いしていることですが、保険料も他の税金と同様納期を遅れますと、延滞金が付加されることになり、そのため餘分の手数と餘分の費用がかゝることになりますからお互に無駄を省いて、保険運営の健全化に御協力下さる様重ねて御願いいたします。

なお保険料その他保険内容について御不審等がありましたら保険課へ御問合せ下さる様御願いします。

環境衛生成績優良者の表彰

去る三月二十五日昭和二十八年度環境衛生成績優良者として左記八十名の方を表彰致しました。

この表彰は環境衛生思想向上の目的を以つて昭和二十七年度より行われ、今回で第二回目の表彰であります。

選出の基準としては、清潔法施行（大掃除）の際の成績を初め常に環境衛生に意を用いて他の模範たるに値する家庭を各町内の衛生協力員の方々に推薦して戴き、更に審査の上決定いたしたものであります。

昭和二十八年度環境衛生成績優良者一覧表（昭二九・三・二五）

町名	氏名	町名	氏名	町名	氏名	町名	氏名
本町	渡辺進一郎	通町	中村かのゑ	脇田町	吉沢操一		
郭町	川上宗	中原町	星野みね	〃	石田長吉		
〃	福田貢	〃	木村泰平	境町	蓼沼新吉		
〃	矢崎よね	〃	森田平吉	〃	間仁田和助		
宮下町	松本忠作	〃	石井千代	小仙波町	岩沢寅次		
〃	大沢五郎	新田町	阿部儀十郎	〃	近藤鐵城		
〃	島田由次郎	〃	吉田源左衛門	〃	山岸義一郎		
志多町	新井貞夫	〃	高山海三	〃	美輪亮		
宮元町	岡部鎌吉	橘町	元島市平	西小仙波町	阿部石蔵		
〃	神山元吉	志義町	松本寛壽	〃	田中靜		
神明町	矢沢忠次郎	相生町	金子吉造	〃	黒沢謙		
喜多町	会川静之助	〃	山下寅	杉下町	筋野雄三		
高沢町	池田万吉	鷹部屋町	川原一良	仙波町	原高造		
石原町	田中又兵衛	六軒町	石井菊太郎	仙波町	岡本愛次郎		
〃	伊藤宗次	〃	山田五三	菅原町	小名木教吉		
靏下町	加藤春海	〃	明石福次郎	〃	小池文平		
南町	小高正作	連雀町	間仁田栄治郎	喜志町	酒井伝八		
鍛冶町	中島寛一郎	〃	熊井庄太郎	〃	新井伝造		
多賀町	吉沢茂吉	〃	印藤万五郎	新宿町	齊田仙蔵		
江戸町	石井義男	松江町	三矢島潔	〃	町田万吉		
三久保町	近藤高平	〃	宮岡松五郎	小室町	小沢民蔵		
〃	下村鐵五郎	荻原源七	今成町	山崎定次郎			
〃	高橋孝治	〃	原外吉	小ケ谷町	相田慶次郎		
上松江町	新井平三郎	猪鼻町	小川伊三郎	野田町	佐野春治		
通町	西川卯八	脇田町	久保田房吉	〃	佐藤吉造		
〃	金井登一	〃	小出義久	〃	鈴木多三郎		
小松善亮		脇田町	坂巻市義	計	八十名		

小額通貨の整理

小額通貨の整理について違えないようにお願いいたしますさきに一応お知らせいたしましたが、引換期間は本年六月末までですからお間違えないようにお願いいたします。

即ち使えなくなつたものは一円以下の貨幣又は五十銭以下の紙幣ですが、小額通貨の合計額に五十銭未満の端数がある場合、又は合計額が五十銭未満である場合にはその端数は切捨として取扱われる関係から引換することはできないが、合計額に五十銭以上一円未満の端数がある場合又は合計額が五十銭以上一円未満のときは引換を請求する者一人につき一回限りその額を一円と引換えることができます。

引換先は日本銀行代理店及び郵便局です。

一、二〇〇世帯迄……一
一、四〇〇世帯迄……二
一、六〇〇世帯迄……三
一、八〇〇世帯迄……四
一、八〇〇世帯以上……五

西小仙波町内からのお願い

近頃喜多院境内に植えた苗木が盗られたり、くいを抜いたり、備付けのものを持ち出したりする悪戯があとを絶ちません。

喜多院は御承知の通り、あちらこちらからのおまいりも多く川越市の誇りです。どうか今後こんなことのないように、市民一人一人の御協力をお願いいたします

それと近頃西小仙波方面の塵すてに他所の町内から塵を捨てに来られ、塵箱の外に捨て行く方があります。

不衛生で町の衛生協力員も困つていますから、今後こんなことのないようにお願いいたします。

お互の町お互の周囲を清潔にしようではありませんか。